

平成25年11月29日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(ワ)第28号 不当利得返還請求上告事件

(原審・岐阜地方裁判所平成24年(レ)第98号)

判 決

岐阜県

上 告 人

同訴訟代理人弁護士

千葉県匝瑳市八日市場イ2614番地

被 上 告 人

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

見 田 村 勇 磨

タ イ ヘ イ 株 式 会 社

折 原 秀 則

中 根 茂 夫

主 文

原判決を破棄する。

本件を岐阜地方裁判所に差し戻す。

理 由

上告理由について

1 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 貸主である被上告人と、借主である上告人は、第1審判決別紙「利息制限法に基づく法定金利計算書」の「借入金額」欄及び「弁済額」欄記載のとおり、平成4年7月15日から平成13年10月26日までの間、継続的に借入れと弁済を繰り返す金銭消費貸借取引（以下「本件取引」という。）を行った。

本件取引は、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）所定の制限利率（以下「制限利率」という。）を超過する利息の弁済が元本に充当された結果、過払金が生じた場合には、これをその取引におい

てその後生じた借入金債務に充当するとの合意（以下「過払金充当合意」という。）を含むものであった。

(3) 被上告人は、平成15年7月25日、本件取引に係る約定利率に基づき計算した貸金債権を、ティー・オー・エム株式会社（以下「訴外会社」という。）に債権譲渡した（以下、これを「本件債権譲渡」という。）。

(4) 被上告人は、平成24年8月15日、上告人に対し、本件取引に係る上告人の被上告人に対する過払金返還請求権について、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

(5) 上告人は、平成24年9月5日、岐阜簡易裁判所に対し、被上告人を被告として、本件取引において生じた過払金の返還を求める本件訴訟を提起した（記録上明らかな事実）。

2 上告人の本訴請求は、貸金業者である被上告人に対し、本件取引に係る弁済金のうち制限利率を超過する利息の部分を元本に充当すると、過払金が発生していると主張して、不当利得返還請求権に基づき、その支払を求めるものである。これに対し、被上告人は、本件取引における上告人の最終弁済日である平成13年10月26日から10年が経過し、過払金返還債務が時効消滅していると主張して、これを援用した。

原審は、上記1の事実関係の下において、被上告人の消滅時効の抗弁を認め、上告人の請求を棄却すべきものとした。

3 しかしながら、原審の上記2の判断は是認できない。その理由は次のとおりである。

(1) 継続的な金銭消費貸借取引が過払金充当合意を含む場合には、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（最高裁平成20年（受）第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁）。

(2) これを本件についてみると、上記事実関係によれば、本件取引について約定利率で計算した場合には、上告人の最終弁済日である平成13年10月26日の時点において、上告人の被上告人に対する貸金債務は、未だ完済となっておらず、被上告人においても平成15年7月25日の時点において、上告人に対する貸金債務が存在することを前提として、訴外会社に対して本件債権譲渡をしているのであって、このような事実関係によれば、本件取引に係る被上告人と上告人との従前の契約関係は、少なくとも平成15年7月25日までは継続していたといえる。なお、本件取引に関し、過払金返還請求権の行使について上記の特段の事情があることがわれない。

そうすると、本件取引は、被上告人が本件取引に係る債権譲渡をした平成15年7月25日までは終了しなかったこととなるから、本件取引により、上告人が、被上告人に対して取得した過払金返還請求権については、同日から10年の消滅時効期間が進行するものというべきであるところ、上告人は、上記10年経過前の平成24年9月5日に本件訴訟を提起したから、これによって、上記消滅時効が中断したものである。なお、被上告人が消滅時効を援用した平成24年8月15日の時点では、未だ消滅時効が完成していなかったから、その効力がないことは明らかである。

4 以上によれば、被上告人の消滅時効の抗弁を認めた原審の上記判断には判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある。論旨はこれをいうものとして理由があり、原判決は破棄を免れない。

そして、被上告人が民法704条所定の悪意の受益者に該当するか否かにつき更に審理を尽くさせるため、本件を岐阜地方裁判所に差し戻すこととする。

よって、主文のとおり判決する。

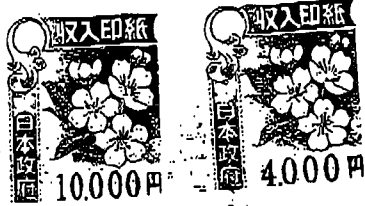
名古屋高等裁判所民事第3部

裁判長裁判官 長 門 栄 吉

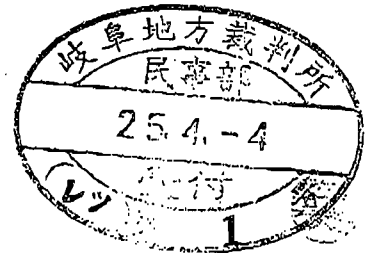
裁判官 片 山 博 仁

裁判官内田計一は退官につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 長 門 栄 吉



上告状



平成25年4月4日

名古屋高等裁判所 御中

上告人訴訟代理人弁護士 見田村勇磨



〒 [Redacted]

岐阜県 [Redacted]

上告人 [Redacted]

〒500-8812

岐阜市美江寺町1丁目22番地奥村ビル2階

河合法律事務所 (送達場所)

電話 058-262-7997

FAX 058-262-3997

上告人訴訟代理人

弁護士

見田村勇磨

〒289-2144

千葉県匝瑳市八日市場イ2614番地

被上告人 タイヘイ株式会社

不当利得返還請求上告事件

訴訟物の価格 金69万2895円

貼用印紙額 金 1万4000円

貼用印紙 14,000円	係印
添付郵券 5,380円	

上記当事者間の岐阜地方裁判所平成24年(レ)第98号不当利得返還請求控訴事件について、平成25年3月21日に言い渡された下記判決は全部不服であるから上

告する。

### 第1 原判決の表示

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。

### 第2 上告の趣旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

### 第3 上告の理由

- 1 原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反がある。
- 2 原判決は、「最終弁済日である同日（平成13年10月26日のこと）をもって新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったと推認することができるところ、  
・・・、同日をもって本件取引は終了し、本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、同日から進行すると解するのが相当である。」と判示した。

しかしながら、本件取引では、上告人が最後の弁済をした平成13年10月26日以降も、約定利率によって計算した貸金債務は残存しており、上告人は支払いが行き詰っていたに過ぎない。資金繰りさえつければ、その後の弁済の可能性があったし、その意思もあったのである。平成13年10月26日の時点で、その後、本基本契約に基づく新たな借入れが見込まれなくなったと言えるような事情は何ら存しなかったというほかない。この時点で、約定利率に基づく計算で借入れが残る状態であったのだから、当然基本契約は終了していなかった。

- 3 上告人は、少なくとも、被上告人と訴外ティー・オー・エム株式会社（以下、「訴外会社」という。）との共同作成にかかる「債権譲渡譲受通知書」と題する通知文書（甲2）が作成された平成24年7月19日に至るまでは、本件取引は終了していない旨主張してきた。

この点に関し、原判決は、「控訴人に対し、本件債権譲渡に係る通知をしたのは訴外会社であることからしても、これをもって控訴人と被控訴人間の本件取引が当該通知日まで継続していたとは認められ」と判示した。

しかしながら、同文書（甲2）には、「譲渡人」欄に、「タイヘイ株式会社」、「代表取締役 折原秀則」との記名の他に、被上告人の印が押されている。したがって、同文書の形式上、同文書が被上告人と訴外会社との共同で作

成されたものであることは明らかである。また、同文書によれば、同文書は「民法第467条」等に従って通知されたものであるところ、民法第467条1項が「譲渡人が債務者に通知」することを要求していることからすれば、譲渡人である被上告人も同文書の通知人であることは明らかである。そのため、原判決の判断は、明らかに経験則に反し、民訴法第247条（自由心証主義）に違反する。

被上告人は、自ら作成した同文書を上告人に送付することによって、法定利息で計算すれば自らが過払金返還債務を負っている立場であるにも関わらず、法に不知の上告人に（見せかけの）金銭債務の存在を誤信させたのである。かかる行為は、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が継続しているからこそのものである。後日、新たな借り入れが予定されているからこそその被上告人の行為なのである。仮に、本件取引が終了しているにもかかわらず、すなわち、被上告人が後日新たに貸付を行う意思が一切ないにもかかわらず、同文書を送付したとすれば、明らかな詐欺行為であるというべきである。

4 その他、同文書（甲2）、及びそれと一緒に上告人に送付された「債権譲渡並びに貸主地位移転のお知らせ」と題する訴外会社による通知文書（甲4）の具体的内容から、これらの文書の作成された平成24年7月19日時点においては、本件取引が終了していないと言えることは、既に、控訴審における第一準備書面において詳述した。

5 もっとも、仮に、かかる主張が認められないとしても、少なくとも、被上告人から訴外会社に債権譲渡がなされたとされる平成15年7月25日（甲2）に至るまでは、新たな借入金債務の発生が見込まれなくなったとは言えず、本件取引は終了していないと言うべきである。

なぜならば、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、通常、貸主が貸金債権を第三者に譲渡する場合、譲渡後も引き続き債務者に貸付けを行うことは到底考えられず、実質的に判断すると債権譲渡日をもって本件取引が終了したと判断することも首肯できるからである。一方、譲渡日以前においては、新たな貸付や返済の可能性は十分に認められるのであり、本件取引が終了していないことは明らかである。

そうであるとすれば、本訴訟提起日においては、未だ10年の消滅時効期間は

経過しておらず、原判決は消滅時効の起算点に関する民法第166条1項に反する。

6 なお、原判決は、「本件取引が終了した平成13年10月26日から10年以上が経過した後の同24年8月15日に、被控訴人が消滅時効を援用したことにより時効消滅した」と判示するが、明らかに事実誤認である。平成24年8月15日付通知書（甲5）で、消滅時効を援用したのは訴外会社であり、被上告人ではない（結論を左右する誤りではないが、指摘しておく。）。

7 以上に加えて、上告人は、被控訴人が本件取引に係る過払金返還請求権の消滅時効を援用することは、権利の濫用である旨主張してきた。

これに対し、原判決は、「被控訴人に対して本件債権譲渡に係る通知をしたのは、被控訴人ではなく訴外会社であることからすると、これをもって、被控訴人の上記消滅時効の援用が権利の濫用に当たると解することはできない旨判示した。

しかし、上記のとおり、同文書（甲2）は、被上告人も作成者の一人であり、通知人でもある。この点で、原判決は重大な経験則違反を犯しており、誤りである。詐欺的行為を行った当の本人が消滅時効を援用することが、権利の濫用であると評価すべきことは明らかである。

## 8 裁判例

大阪高等裁判所平成25年2月14日判決は、最終の取引日が消滅時効の起算点であるとして消費者金融会社の消滅時効の援用を認めた原審を排斥し、最終の取引日以降に自己破産の手続を委任した弁護士による受任通知が到達した時点までは、取引は終了していない旨判示し、消滅時効の援用を認めないとした（甲6）。本件においても、同裁判例と同様に、消滅時効は完成していないと判断すべきである。

## 9 結論

以上のとおり、原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があり、上告人の請求は認められるべきである。

### 添付書類

- |         |    |
|---------|----|
| 1 訴訟委任状 | 1通 |
| 2 資格証明書 | 1通 |



- |           |       |
|-----------|-------|
| 3 上告状副本   | 1通    |
| 4 甲第6号証写し | 正副各1通 |
| 5 証拠説明書   | 正副各1通 |

これは正本である。

平成25年11月29日

名古屋高等裁判所民事第3部

裁判所書記官

伊藤 孝

